

コンプライアンス規程

制定 2022年5月24日

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人びーのびーの（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、その事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）、及びこの法人の事業に従事する事業委託者およびボランティア等は、法令、定款及び内部規程を遵守し、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（コンプライアンス責任者）

第3条 この法人のコンプライアンスに関する責任者（以下「コンプライアンス責任者」という。）は、理事長とする。

（相談）

第4条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある場合（以下、「コンプライアンス違反行為等」という。）には、速やかに理事長、事務局長または事業責任者に相談・通報する。

- 2 相談・通報を受けたものは、その内容について、コンプライアンス責任者に報告しなければならない。
- 3 内部通報制度を利用する場合は、公益通報者保護に関する規程に従う。

（対応）

第5条 コンプライアンス責任者は、前条の報告で、コンプライアンス違反行為等を知ったときは、直ちにその旨を理事会に報告する。

- 2 理事会は、速やかにコンプライアンス違反行為等の事実関係の調査し、対応する。
- 3 理事会は、調査する内容によって、関連する部署の役職員や外部専門家からなる調査チームを設置することができる。

（処分）

第6条 理事会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、その内容が就業規則等に基づき処分が相当であると判断した場合には、理事長の承認を受けて、処分する。

（是正措置）

第7条 理事会は、是正措置及び再発防止等を講じる必要がある場合は、事業責任者に対して、理事長名で是正措置命令を出す。

2 是正措置命令を受けた事業責任者は、遅滞なく必要な対策、措置等を講じ、その実施状況を記載した報告書を理事会に提出する。

（役職員のコンプライアンス教育）

第8条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（懲戒等）

第9条 職員が第4条に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い処分する。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、理事長がこれを行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規則は、2022年5月24日から施行する。（2022年5月24日理事会決議）